

第 8 7 号議案

蒲郡市道路占用料条例の一部改正について

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 4 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

消費税法、道路法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市道路占用料条例の一部を改正する条例

蒲郡市道路占用料条例（昭和51年蒲郡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「し、又は法第35条の規定により協議し、その同意が成立」、「し、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議し、その同意が成立」、「又は当該協議し、その同意」及び「し、又は当該協議し、その同意が成立」を削り、同条第2項中「1.05」を「100分の108」に改め、「、100円」の次に「とし、その額が100円以上の場合であって、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額」を加える。

第3条第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第6条第2項中「は、その額が100円未満であるとき」を「に100円未満の端数があるとき、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金」に改める。

別表中「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に改める。

別表備考に次のように加える。

7 1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項、第6条第2項及び別表備考の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。